

麻薬小売業者免許申請（法第3条）

1 内容

麻薬小売業者とは、麻薬施用者が発行した麻薬処方せんに基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。薬局開設許可を受けた者が、業務所（薬局）ごとに免許を受けすることができます。

2 提出書類、部数

- ・麻薬小売業者免許申請書 2部
- ・診断書 2部（1部は写し可）
[概ね1か月以内のもの。法人の場合は、麻薬関係の業務を行う役員全員分が必要]
- ・業務を行う役員の範囲を示す組織図 2部
[代表者により証明されたもの]
- ・薬局開設許可証の写し 2部
[申請中の場合は、薬務課で受け付けた申請書の写し]
- ・薬局平面図 2部
[麻薬金庫の位置を図示]
- ・麻薬金庫の構造、設備を示すもの 2部
[図面及び写真など]

各部数は控えを含まない部数です。控えが必要な場合は別でご用意ください。

3 手数料

3,900円（佐賀県収入証紙）

4 申請時期

麻薬小売業を開始する前（余裕をもって申請してください）

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

免許有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。